

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の研修等に関する事務取扱要綱

第1 (趣旨)

この要綱は、指定給水装置工事事業者（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定したものをいう。以下「指定工事事業者」という。）に対して必要な情報の提供等を行うとともに、法第25条の7の規定による届出の遺漏の有無を確認するため、上下水道局が指定工事事業者に対して行う研修について必要な事項を定めるものとする。

第2 (研修の内容)

管理者は、指定工事事業者に対して、次に掲げる内容に関する研修を行う。

- (1) 水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
- (2) 給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
- (3) 給水装置に関する事故事例及び防止のための留意事項
- (4) 需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
- (5) その他、管理者が情報提供する必要があると認めた事項

第3 (研修時期)

研修は、3年に1回開催するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、適宜開催することができる。

第4 (研修の対象者)

研修は、管理者が指定したすべての指定工事事業者を対象とし、当該指定工事事業者に属する者のうち、研修に係る事項を内部において周知又は教育できる者を対象とする。

第5 (研修の申込手続)

指定工事事業者が研修を受講しようとするときは、様式第1号の申込書を管理者に提出するものとする。

第 6 (実費の徴収)

管理者は、研修に際し、当該研修を受講する指定工事事業者から研修に必要な実費を徴収することができる。

第 7 (修了証の交付)

管理者は、研修を受講した指定工事事業者に対して様式第 2 号の修了証を交付するものとする。

第 8 (研修不参加者の取扱い)

管理者は、研修を受講しなかった指定工事事業者に対して、様式第 3 号の理由書を提出するよう指導するものとする。

第 9 (研修の実施主体)

研修は、管理者が実施するものとする。ただし、日本水道協会埼玉県支部が第 2 に規定する研修と同等の内容の研修を主催し、複数の水道事業体が共同して広域的に研修を実施するときは、管理者は、当該研修をこの要綱に規定する研修とみなすことができる。

第 10 (その他必要事項)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

第 11 (実施期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。